

○北しりべし廃棄物処理広域連合選挙管理委員会規程

制 定 平成 14 年 8 月 1 日選管規程第 1 号

最近改正 平成 27 年 9 月 4 日選管規程第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する法第 194 条の規定に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 委員長等

(委員長の選挙)

第 2 条 委員長の選挙は、委員の無記名投票で行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同数であるときは、くじで定める。

2 前項の選挙において、委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が欠けたときは、委員会は、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の任期)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長の臨時職務代理)

第 4 条 委員の改選後において、委員長が選挙されるまでの間は、委員のうち最年長の者が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長等の退職)

第 5 条 委員長は、退職しようとするときは、その旨を文書で法第 187 条第 3 項の規定により委員長の職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）に届け出なければならない。

2 委員又は補充員は、退職しようとするときは、その旨を文書で委員長に届け出なければならない。

(所属政党等の変更の届出)

第 6 条 委員長、委員又は補充員は、その属する政党その他の政治団体に変更があったときは、直ちに、その旨を委員会に届け出なければならない。

(委員長等の選出等の告示)

第 7 条 委員会は、委員長若しくは委員が選出され、若しくは委員長職務代理者が指定され、又は委員が補欠されたときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(所属政党等の変更等の通知)

第 8 条 第 6 条の規定による届出があったとき又は前条の規定による告示をしたときは、委員長は、速やかに、その旨を議会議長及び広域連合長に通知しなければならない。

第 3 章 会議

(会議の開催時期等)

第 9 条 委員会の会議は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条の規定による市町村選挙管理委員会の登録が行われた後に開催することを原則とする。

2 前項の規定による会議のほか、委員会は、必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

(委員会の招集)

第 10 条 委員長は、委員会を招集するときは、その日時、場所及び議案件名を文書で委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、文書によらないことができる。

2 委員は、委員会の招集を請求するときは、その日時及び付議すべき事項を記載した文書を委員長に提出しなければならない。

(欠席の届出)

第 11 条 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

(議長)

第12条 委員会の会議においては、委員長が議長となる。

(説明の聴取)

第13条 委員会は、議事について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の調製)

第14条 委員長は、書記に、委員会の会議の次第、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した会議録を調製させなければならない。

2 会議録には、委員長及び委員長の指名する委員1名が署名しなければならない。

第4章 委員長の職務権限

(委員長の担任意務)

第15条 委員長の担任意務は、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 委員会の運営についての事項
- (2) 委員会の議案の提出についての事項
- (3) 委員会の議決の執行についての事項
- (4) 職員の服務についての事項
- (5) 委員会の庶務についての事項

(委員長の専決処分)

第16条 委員長は、委員会の権限に属する事項で、委員会の指定したものについては、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分した事項については、これを次の会議において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第17条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、書記長、書記その他の職員をもって構成する。

(事務局の組織)

第18条 削除

(職員)

第19条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、事務局次長（以下「次長」という。）及び主査を置く。

2 局長は書記長をもって充て、次長及び主査は書記のうちから委員会が任命する。

(職務)

第20条 局長は、委員長の命を受けて、委員会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主査は、上司の命を受けてその処理すべきものとされた事務を掌理する。

4 書記その他の職員（次長及び主査である者を除く。以下同じ。）は、上司の命を受けて所管事務に従事する。

(分掌事務)

第21条 削除

第6章 事務の専決及び代決

(局長の専決事項)

第22条 局長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 重要な照会、回答及び資料の収集についてのこと。
- (2) 次長に対する道内旅行命令についてのこと。
- (3) 次長及び主査に対する道外旅行命令についてのこと。

(次長の専決事項)

第23条 次長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 軽易な照会、回答及び資料の収集についてのこと。
- (2) 委員会が保管する文書及び資料の閲覧許可及び写しの交付についてのこと。
- (3) 時間外勤務命令についてのこと。
- (4) 主査及び書記その他の職員に対する道内旅行命令についてのこと。
- (5) 書記その他の職員に対する道外旅行命令についてのこと。
- (6) 主査及び書記その他の職員の事務分担についてのこと。

(専決の特例)

第24条 前2条に規定する事項であっても、特に委員長の指示によるもの又は異例と認められるものについては、委員長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第25条 局長が専決すべき事項について、局長が不在であるときは、次長がその事項を代決する。

2 次長が専決すべき事項について、次長が不在であるときは、その事項を主管する主査がその事項を代決する。

3 専決者及び代決者がともに不在であるときは、当該専決者の上司が専決者の専決すべき事項を代決する。

4 前項の場合において、当該上司は、その代決すべき事項のうち性質上適当であると認めるものについては、その指定する職員に代決させることができる。

(代決の制限)

第26条 重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ、その処理について指示を受けたもの又は緊急を要するものは、この限りでない。

2 代決者は、前条の規定により代決した事項については、速やかに、その旨を専決者に報告し、又は関係文書の後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

第7章 文書の処理

(文書の受付等)

第27条 到着文書は、文書の收受、発送及び保管について主に担当する者として、書記（次長及び主査である者を除く。）のうちから局長が指定する者（以下「文書主務者」という。）が收受し、封筒又は文書に日付印を押して収発件名簿に記載し、次長の確認印を受けた後、速やかに当該文書に係る事務を主管する主査に配布するものとする。

(発送文書)

第28条 決裁済の発送文書は、収発件名簿に記載し、起案文書とともに文書主務者に回付するものとする。

2 発送文書には、委員長名を用いる。ただし、必要に応じて、局長名を用いることができる。

3 発送文書には、公印を押印する。

4 発送文書には、「北廃広選」の記号及び会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）による収発件名簿の番号を付さなければならない。

第8章 公印

第29条 公印の種類別の名称、書体、形状、寸法、個数、様式及び使用区分は、次の表のとおりとする。

公印の名称	書体	形状	寸法	個数	様式	使用区分
北しりべし廃棄物 処理広域連合選挙 管理委員会印	てん書	正方形	3 ミメートル 24×24	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 北 し り べ し 廃 棄 物 処 理 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 </div>	一般公文 書用
北しりべし廃棄物 処理広域連合選挙 管理委員会委員長 印	てん書	正方形	3 ミメートル 24×24	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 北 し り べ し 廃 棄 物 処 理 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 印 </div>	一般公文 書用
北しりべし廃棄物 処理広域連合選挙 管理委員会委員長 職務代理人印	てん書	正方形	3 ミメートル 24×24	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 北 し り べ し 廃 棄 物 処 理 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 印 </div>	一般公文 書用
北しりべし廃棄物 処理広域連合選挙 管理委員会事務局 長印	てん書	正方形	3 ミメートル 24×24	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 北 し り べ し 廃 棄 物 処 理 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 印 </div>	一般公文 書用

2 公印の保管責任者は、次長とする。

3 公印の保管責任者は、公印台帳を備え、公印についての必要事項を登載しなければならない。

第9章 雑則

第30条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務処理及び職員の服務については、広域連合の
関係規程を準用する。

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平18. 3.31 規程1)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(発令の特例)

2 この規程の施行の際現に選挙管理委員会事務局管理係又は直接請求係に所属している書記その他の職員は、別に異動の発令をされない限り、この規程の施行の日をもって、選挙管理委員会事務局に発令されたものとみなす。

附 則 (平27. 9.4 規程1)

この規程は、公布の日から施行する。